

令和6年6月1日から日立市で「週休2日促進工事」が導入されます

1. 週休2日促進工事とは何ですか？

工事受注者が週休2日(土日を休みとする完全週休2日制、または4週8休制)をするために必要な工期設定および積算のされた工事です。

導入の理由

建設業界では、将来の担い手確保・育成が課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保を進めることが求められています。また、令和6年4月から、建設業にも改正労働基準法による時間外労働規制が適用されたことから、受注者が週休2日を確保できるよう「週休2日促進工事」を導入します。

2. 週休2日促進工事を受注したら、何をすればよいですか？

当該工事は週休2日(土日を休みとする完全週休2日制、または4週8休制)の達成が求められます。

週休2日促進工事は、週休2日を前提とした工期および積算により施工される工事です。そのため、受注者においては、週休2日の達成が求められます。万一、未達成となった場合は、当該積算につき減額されることとなります。

3. これから入札する工事について、週休2日促進工事の対象かどうかを知るにはどうすればよいですか？

特記仕様書に、週休2日促進工事の対象かどうか記載されています。

週休2日促進工事は、入札前資料のひとつである「特記仕様書」に、対象工事であるかどうか記載されていますので、確認のうえ入札してください。

4. 令和6年6月1日より前に受注した工事は対象になりますか？

対象外となります。

制度が導入される令和6年6月1日より前に受注し、現在施工中、またはしゅん工済みである日立市発注工事については、制度の対象外となります。

詳細については、日立市役所内の各工事担当課にお問い合わせください。